

九州地方における河川環境計画

Improvement Plan of River Environment in KYUSU.

今 村 瑞 穂

Mizuhō Imamura

1. 建設行政と河川環境行政

1 - (1) 建設行政の動向

ソフト化トレンドと国土建設

(新に豊かな社会実現のために)

(経済大国から生活大国へ)

我が国の経済的発展がもたらした経済・社会の様々なソフト化の潮流は、我が国の生活、経済、国土利用面等に大きな変化をもたらしてきた。我々個人のライフスタイルは、レジャー活動の活発化等に見られるように、生活のグレード・アップ化、多様化を求め、その指向を確実に変えつつある。また、民間企業についても、業務機能を中心に、大都市等の情報発信源へ集中立地してきており、経済活動面、国土利用面においても大きな変化をもたらしてきた。

このような流れの中で、住宅・社会資本に対してはアメニティの増進等高度で多機能な役割が要求されてきており、また東京一極集中、地方部の停滞等国土利用上の問題への対応策が不可欠となっており、特に東京圏における地価高騰等による生活条件の悪化は経済的発展のもたらした大きな弊害であり解決すべき緊急課題である。

このようなソフト化トレンドの中で、どのような住宅・社会資本を整備し、また経済政策としてどのような住宅・社会資本投資を行い、さらに国土の均衡ある発展をどのように実現するかについて検討し、新しいトレンドに対応した「新に豊かな社会」を構築し「生活大国」を目指す建設活動のあり方を探る必要がある。

*ソフト化トレンドとは、

経済・社会の欲求が、物的なものから質的なものへ移る状況を意味する。

つまり、単なる物としての「ハード」ではなく、情報・サービス等のような非物質的な価値や、より多様、多機能で、質の高いもの等、「ソフト」面の付加価値を重視する経済・社会の傾向ととらえられる。

1 - (2) 河川行政と河川環境

河川行政のキーワードは、「安全で豊かな社会を支える国土保全と水資源開発」となっている。建設白書に挙げられた河川行政の柱として、これまで展開されてきた治水、利水政策に新たに河川環境政策が加わっている。

表－１．河川行政の施策一覧（建設白書より）

安全で豊かな社会を支える国土保全と水資源開発	305
1 現状と課題	305
(1) 河川をとりまく現状	305
(2) 河川行政をめぐる課題と展開	309
(3) 安全で活力ある国土基盤の形成	315
(4) 経済社会の発展に向けての水資源対策	320
(5) うるおいとふれあいのある水辺環境の形成	323
2 主要施策	326
(1) 第7次治水事業五箇年計画の推進	326
(2) 河川関係予算の概要	326
(3) 総合的な治水対策の推進	329
(4) 河川事業の推進	330
(5) 超過洪水対策の推進	332
(6) 水資源対策と河川総合開発事業の推進	333
(7) 総合的な土砂災害対策の推進	335
(8) 砂防事業等の推進	336
(9) 急傾斜地崩壊対策事業の推進	336
(10) 雪崩及び雪対策事業の推進	337
(11) 海岸保全施設整備の推進	338
(12) 河川及び海岸等の水辺環境の整備の推進	339
(13) 河川管理等の充実	342
(14) 海洋開発の推進	346
(15) 災害復旧事業等の推進	347
(16) 防災体制の拡充	348

1－（３） うるおいとふれあいのある水辺環境の形成

イ 豊かでうるおいのある水辺環境の保全と創造

水環境の改善及び水辺環境の保全・整備に関する国民の要望が増大かつ多様化している状況の中で、河川審議会から56年12月「河川環境管理のあり方について」の答申がなされ、「河川環境管理は、治水及び利水の管理と並んで国民生活上極めて重要な課題である。」との提言がなされた。

これを受けて建設省では、長期的かつ広域的視野に基づき、治水及び利水計画、並びに地域の特性と十分調整・調和を図って、河川環境の保全と創造に係る施策を総合的かつ計画的に実施するための河川環境管理基本計画の策定を図っているところであるが、さらに協力に推進する必要がある。海岸についても、近年の海岸環境の悪化とレクリエーション需要の増大に対処するため、海岸環境の整備と利用の推進を図っているところである。

また、水量の確保、水質の保全を図るとともに、水辺空間の利用を推進する各種の環境整備事業を推進するとともに、愛護月間やラブリバー制度等の各種施策の確立を図ることにより、豊かでうるおいのある水辺環境の保全と創造に努めているところである。

ロ 豊かで美しい水環境の形成

全国の一級河川の水質現況は、62年の調査結果によれば、生活環境項目のBODまたはCODの環境基準を達成した地点数の割合が、全国平均で74%であり、地方別にみると、大都市を抱える関東及び近畿地方での達成率が低い。

水環境を構成する水量及び水質は、水理特性、流域の汚濁源状況等を踏まえ、河川・海岸を一体的、総合的に管理する必要がある。また、水環境の保全・改善を図るため、水環境対策ダムを始めダム等による流況の改善、汚泥の浚渫等の河川浄化事業、都市における水辺空間の整備と併せた都市清流復活総合モデル事業、直轄流水保全水路整備事業、海域浄化対策事業、下水事業等の総合的な水環境対策を推進し、豊かで美しい水環境の形成を図る必要がある。

ハ ふれあいとやすらぎのある河川空間の形成

河川は、全国土面積の約3%を有し、水と緑のオープンスペースとして、住民の親しみとやすらぎの場、憩いとレクリエーションの場、動植物の生息する自然空間の場、震災時等の防火帯、避難広場等の重要な役割を担っており、河川空間のこれらの機能に対する期待と要請は一層増大している。また、特に、都市部においては、良好な河川景観の形成にとって欠かせないものとなっている。このため、河川の修景や公園等の基盤となる高水敷の整正及び震災時等に必要となる緊急道路整備等を行う河道整備事業や、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を実施することにより良好な水辺空間の形成を図るふるさとの川モデル事業等、水辺空間の整備事業等を実施する。

また、清流ふれあい交流活動を推進し、河川の自然環境を体験する場を創出するため、せせらぎふれあいモデル事業等を実施することによって、ふれあいとやすらぎのある河川空間の形成を図る必要がある。

ニ ウォーターフロントを活かした地域づくりの推進

近年、国民生活の安定、向上に伴う余暇時間の増大、快適性（アメニティー）に対する国民の要望の増大により、河川、海岸等のウォーターフロントの多面的活用についてのニーズが高まっている。

特に、都市部においては、ウォーターフロントは、高度に市街化された地域の中に残された貴重なオープンスペースとして、多様な価値が再評価されている（表-2）。

また、地方部においては、地域活性化の核として、野外レジャーやリゾートの場として、ダム周辺や海岸、溪流等の環境を整備する必要がある。

これらの要請に応え、うるおいのある地域づくりを進めるためには、周辺の市街地整備やまちづくり事業と一体となって水辺空間の整備を進めること、他事業、民間事業を含めた総合的な施設整備を行うこと、リゾート開発と一体となった水辺空間の整備を行うことなどによりウォーターフロントを活かした地域づくりを推進していく必要がある。

表-2 都市における水辺面積

都 市 名	水辺面積 (ha)	総人口 (千人)	1人当り水辺面積 (㎡/人)	5 [㎡] 10 [㎡] 15 [㎡]
仙 台 市	1,023	700	14.6	
東京23区	4,000	8,354	4.7	
新 潟 市	2,280	476	49.7	
名古屋市	1,306	2,116	6.2	
大 阪 市	2,315	2,636	8.8	
広 島 市	2,676	1,044	25.6	
福 岡 市	1,020	1,160	8.9	

(注) 建設省資料

ホ 地域の創意工夫を活かした河川行政の推進

近年、河川行政を推進するに当たっては、地域整備を目的とする他の事業とのきめ細かい調整や、地域住民の意向の的確な反映等を図ることが必要である。そこで、建設省としても、市町村長に一定の河川工事又は河川の維持を行う権限を与えることとし、62年に河川法の一部改正が行なわれたところである。また、現在、鋭意進められているふるさと川モデル事業や海岸におけるコースタル・コミュニティー・ゾーン整備事業等については、市町村の積極的な参加の下に計画を策定しているところである。

また、住民参加を期待する事業として、河川愛護月間等の実施、堤防や河川敷の一部を植樹や花壇として住民が利用できるよう開放するラブリバー制度の実施、清流ふれあい交流活動の推進等の多様なソフト施策を進めている。

— 清 流 ふ れ あ い 交 流 活 動 の 推 進 —

河川の源流から河口までの一貫とした清流ふれあいを取り戻すとともに、河川を野外学習や野外レジャーなどの場として整備し、さらに河川及び周辺環境に関する様々な情報を提供するなどして、河川を舞台とした交流活動（カヌー、魚のつかみどり、水遊び、イカダ下り、とうろう流し、稚魚放流、花火、盆踊り、上流探検、マラソン、キャンプ、いも煮会、花見など）を支援するものである。平成元年度は以下の(1)～(5)について実施することとしている。

- (1) 河川環境マップを作成し、地方公共団体や関係団体に提供する。
- (2) 河川におけるイベント等清流ふれあい交流活動に関する情報を(財)河川情報センター等を通じて提供する。
- (3) 河川整備基金等の活用により清流ふれあい交流活動を行う団体に必要な助成を行う。
- (4) 清流ふれあい交流活動を支援するため、モデル河川を選定し、せせらぎふれあいモデル事業、ダム溪流魚道設置事業、砂防学習ゾーンモデル事業、水環境対策ダム事業、環境整備事業を実施する。
- (5) 清流ふれあい交流活動の支援体制を整備する。

また、近年、地域の個性と創意工夫を活かした「ふるさと」づくりを全国的に展開することが期待されている。

河川や海岸等の水辺は、ふるさとの個性を形成する自然環境として、古来より独特な感情をもって親しまれてきている。建設省としても、ふるさとづくりを支援するために、その基盤となる安全性や水資源の確保を図るとともに、水辺環境の形成をこれらと並ぶ主要課題として位置づけ、水環境の改善、水辺空間の保全・整備に関する各種の環境整備事業を実施していくこととしている。

へ 河川整備基金の育成及び活用

国民のニーズの多様化、高度化の中で河川整備を進めるためには、行政による事業の実施に加え、国民各界・各層の参画による各種支援活動が不可欠になってきている。

このため、63年3月に（財）河川環境管理財団の中に河川整備基金を設置し、河川、ダム等の諸問題の解明、解決等を目指すための調査・試験・研究、水辺環境の向上に寄与する施設の設置や水辺環境の創造活動、河川、ダム等の利用・整備の重要性等について一般の人々の関心と理解・協力を深めるための啓蒙活動への助成を行うこととした。

広く国民に基金の意義を周知し基金への協力を訴え、基金の造成を図るとともに、上記諸活動への助成を基金造成の進捗状況に対応した形で積極的に展開していく計画となっている。

2. 九州地方における河川環境管理基本計画

2-(1) 河川環境管理基本計画の策定状況について

・河川環境の在り方について、治水・利水に並ぶ、河川行政の主要な柱とすべきとの答申を河川審議会から受けており（昭和56年12月）、この答申で提言された河川環境管理基本計画の策定については、河川局長通達（昭和58年 6月）、河川計画課長通達（昭和59年 6月）により九州の主要河川において策定作業を鋭意進めている。

策定に当たっては、河川空間は地域社会の生活環境に重要な役割を果たしていることから、学識経験者、関係地方公共団体等から、河川環境管理について幅広く意見を聴取した。

・策定作業は、筑後川が昭和62年 8月に策定されたのをはじめ、昭和63年度は、遠賀川、番匠川、大淀川、肝属川、菊池川、矢部川、嘉瀬川、本明川の8河川、平成元年度は、山国川、大分川・大野川、五ヶ瀬川、小丸川、川内川、球磨川、緑川、六角川、松浦川の10河川において河川環境管理基本計画を策定しており、河川審議会56回総会（平成2年 3月26日開催）に報告された。

表-3 河川環境管理基本計画策定状況

九州地方建設局

水系名	策定年月	基本テーマ
筑後川	昭和62年8月	筑後川を幹とした文化と活力あるふるさとづくりをめざして
遠賀川	平成元年3月	あすの遠賀川をめざして、笑顔あふれる水辺空間の創造
嘉瀬川	"	水辺への集い ふるさとの川 嘉瀬川を心のうろおいの場に
本明川	"	心うるおす溪流と穏やかな川面の 都市河川、本明川をふるさとのほこりに
番匠川	"	交流の水辺と整流とのふれあいをめざして
大淀川	"	大淀川がはぐくむ新ひむかの国づくり
肝属川	"	カワセミが歌い、カヌーが遊ぶ、ふるさと きもつき川
菊池川	"	水と自然と文化がふれあう ゆたかなふるさとの流れ 菊池川
矢部川	"	矢部川の豊かな自然を活かして、いのち育む環境を
山国川	平成2年3月	名勝耶馬溪につつまれた季節を彩る 川を求めて
大分・大野川	"	水・人・歴史が調和するー明日のゆたかな豊の国をめざして
五ヶ瀬川	"	鮎おどり 神話いきづく 川づくり
小丸川	"	美しき自然と歴史を活かした 豊かなふるさと小丸川
川内川	"	ゆたかな自然と歴史に人が集う 躍動の水辺、川内川に夢を求めて
球磨川	"	アユ躍り 緑豊かな急流球磨川
緑川	"	地域に根ざした緑川と人とのつながりを求めて
六角川	"	のぼる潮六角川に 人と水と土との 出会いを求めて
松浦川	"	緑豊かな陶器の里 夢いざなう 松浦川

3. 筑後川河川環境管理基本計画

3 - (1) 流域の概要

筑後川は源を熊本県阿蘇郡南小国町に発し、高峻な山岳地帯を流下して日田盆地、夜明峡谷を過ぎ、肥沃な筑紫平野を貫流して有明海に注ぐ、幹川流路延長143km、流域面積2,8604の九州第一の河川である。その流域は熊本、大分、福岡、佐賀の4県にまたがり、流域人口は104万人である。

流域の気候は内陸型気候に属し、年平均降水量は1,800～2,300mm程度であるが、その40%は6、7月に集中し、梅雨期に多い筑後川の洪水の要因となっている。

貴重な動植物等の自然環境は、筑後川の源流域および中流部の流域を画する古処・馬見山系、耳納山系、下流部の脊振山地、八女山地の稜線部にみられる。そして、これらの自然の多くは、阿蘇くじゅう国立公園、耶馬日田英彦山国定公園と筑後川県立自然公園等の4つの県立自然公園に指定されており、流域に点在する宝泉寺、杖立、天が瀬、日田、原鶴等の温泉と相まって、筑後川を軸としたレクリエーション地域を形成している。

流域の土地利用は、一次産業的利用が主体であり、上流部のスギ・ヒノキの植林は日田美林として知られ、中・下流部の広大な筑後平野は我国有数の農業生産地帯となっている。また、河口デルタ地帯は網目状にクリークが発達し、独特の水田景観を形成している。これら中・下流部の果樹、苗木、米の生産のための用水源は筑後川に負うところが大きく、筑後川は藩政時代から農業の発展に計り知れない恩恵を与えてきた。

筑後川の沿川市街地は、上流から日田、久留米、鳥栖、大川、柳川の各市を中心に発達しており、それぞれに産業、観光、文化面等において特色を有している。近年、これらの都市を中心に交通体系の整備や福岡・久留米経済圏の発展等を契機とした「久留米・鳥栖テクノポリス構想」等の地域振興の動きが活発化してきている。そして、これらの計画の多くは、流域の豊かな生産力と筑後川の良好な自然環境を基盤としており、計画の進展に伴い筑後川の観光、レクリエーション等に対する期待の増大が予想される。

3 - (2) 自然環境

筑後川は長い流路の中で様々な表現をみせる。上流部では、杖立川、大山川の溪流が河岸のアラカシ林と調和して清涼な自然景観を楽しませてくれると思えば、松原ダム、下釜ダムのダイナミックな姿が目前に現れてくる。さらに、玖珠川と合流する日田盆地では、島内堰等の湛水面で形成される水郷となり、一転して情緒豊かな河川景観を表し、観光資源としても活かされている。日田盆地を過ぎると日田美林に囲まれた夜明峡谷に入る。このあたりは夜明ダムの湛水面が連続し、湖面に映る美林が河川景観と美しく調和している。夜明ダム下流の中流部は、洲や瀬が広く発達し、筑後川の中で最も親水性に富んだ区間であり、背後に耳納山系、古処・馬見山系などの山並と調和し、広い高水敷に咲く春の菜の花に彩られた筑後川はのどかな風景を呈し、ピクニック、花摘み、釣りなどに利用されている。このように上・中流部は自然豊かな河川環境を示し、阿蘇くじゅう国立公園、耶馬日田英彦山国定公園、筑後川県立自然公園の指定を受けている。

筑後大堰が建設されているあたりは、かつて日本住血吸虫の被害が多くみられたが、現在では撲滅対策が進み、人々が安心して利用できるようになった。

筑後川の自然の大きな特色のひとつは、日本一の干満差（6 m）を有する有明海の影響を受けることであり、このため感潮区域は23km地点の筑後大堰にまで及び、河口付近においては干満により、日々躍動した河川景観をみることができる。また、生息する動植物もこの地域特有のものが多く、塩生植物群落やエツはその代表的なものである。

このように筑後川の自然は雄大な中にも多くの特徴をもっており、そのひとつひとつが人々の生活・文化と深く結びついている。

3 - (3) 社会環境

筑後川と人とののかかわりの歴史は古く、沿川に筑後川の豊かな自然の資源を生かした様々な利用形態をみることができる。上流部は松原ダム、下釜ダム等のダム群が建設され、洪水調節等に重要な役割を担っているが、ダム湖は周辺の杖立温泉等とともにレクリエーション地としても優れ、シーズンには観光客で賑わっている。日田市は水郷と天領時代の歴史環境を生かした観光都市であり、筑後川ではう飼いが行われるなど水面利用が盛んである。

中流部は筑後川温泉、原鶴温泉があるほかアユ釣り、水遊び、う飼いが行われるなど親水活動が盛んであり、広い高水敷は菜の花の季節ともなるとピクニックの人々で賑わっている。また、この付近は利水の古い歴史を持った場所であり、大石堰・山田堰・恵利堰の他、沿川には水車群がみられ、河童伝説とともに筑後川の歴史を彩っている。

公園利用としては、筑後大堰が位置する久留米市、鳥栖市および下流の大川市等の都市において、近年のレクリエーション需要の増大から高水敷に大規模公園が建設中である。

また、筑後川の中には長い歴史のこん跡として様々な歴史的地物がみられ、荒籠、水刳、アオ取水門、デレーケの導流堤等が筑後川のかつての面影を偲ばせている。

3 - (4) 基本テーマ

「筑後川を絆とした文化と活力ある ふるさとづくりをめざして」

3 - (5) 基本理念

イ) 雄大でかつ豊かさを有する心的空間として

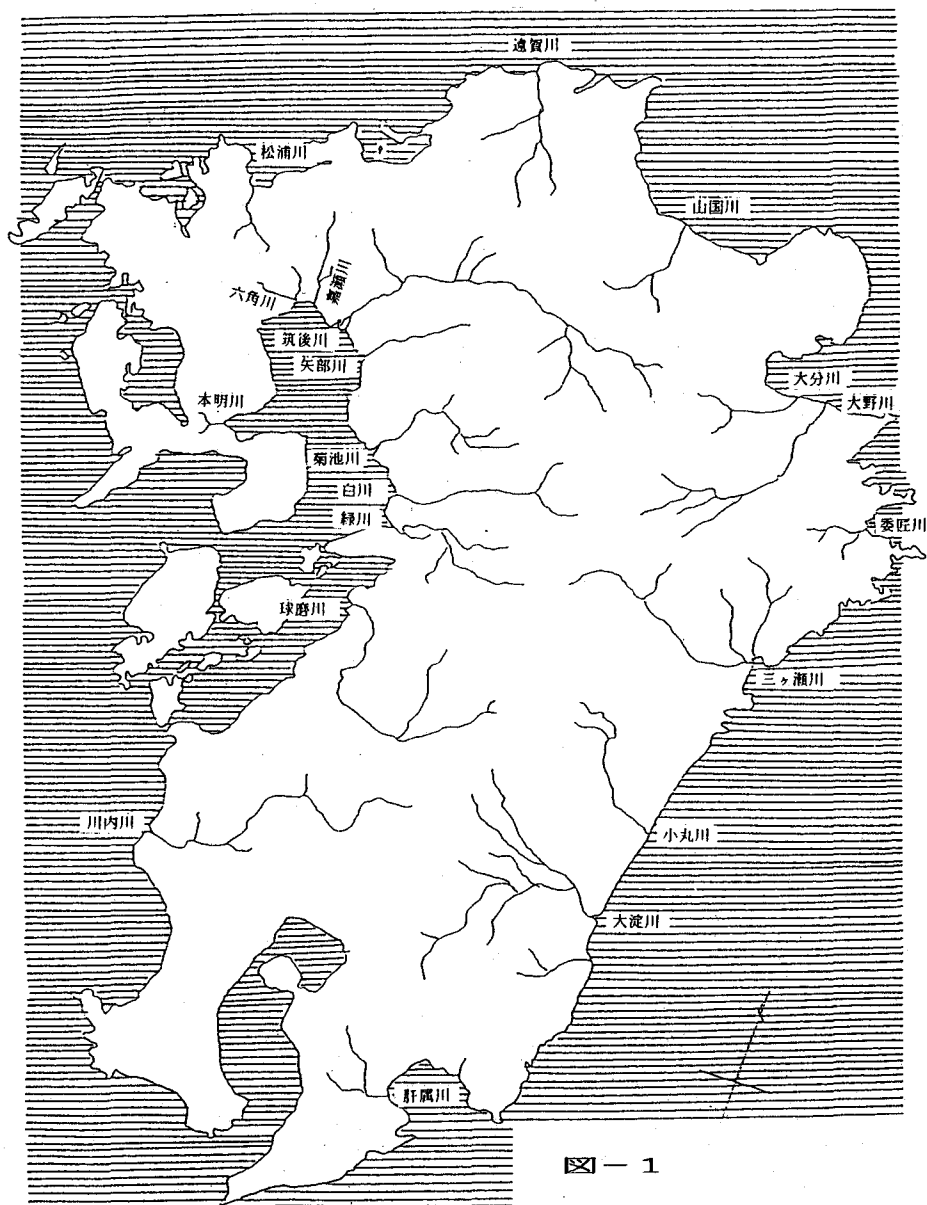
筑後川の雄大でのどかな牧歌的な環境は、四季折々に変化し、人々の心を和ませている。この豊かな筑後川の河川環境を郷土の象徴として後世に継承する。

ロ) 流域の自然・歴史・文化を学ぶ生きた博物館として

筑後川は自然、歴史、文化に係る資源、施設の宝庫である。実地に治水・利水や自然、歴史等に触れ、筑後川を通じて郷土を学ぶことによって、情緒豊かな人間形成と個性豊かな地域文化の育成をはかる。

ハ) 活力あるふるさとづくりの絆として

地域経済の基盤あるいは交流の場として多大な恩恵を与えてきた筑後川は、身近な自然とのふれあいという国民的ニーズの高まりのなかで、活力あるふるさとづくりへの寄与が求められている。豊富な自然と広大な水と緑のオープンスペースを活用し、筑後川を絆とした、個性的で豊かなふるさとづくりを目指す。



図一 1

九州管内河川位置図

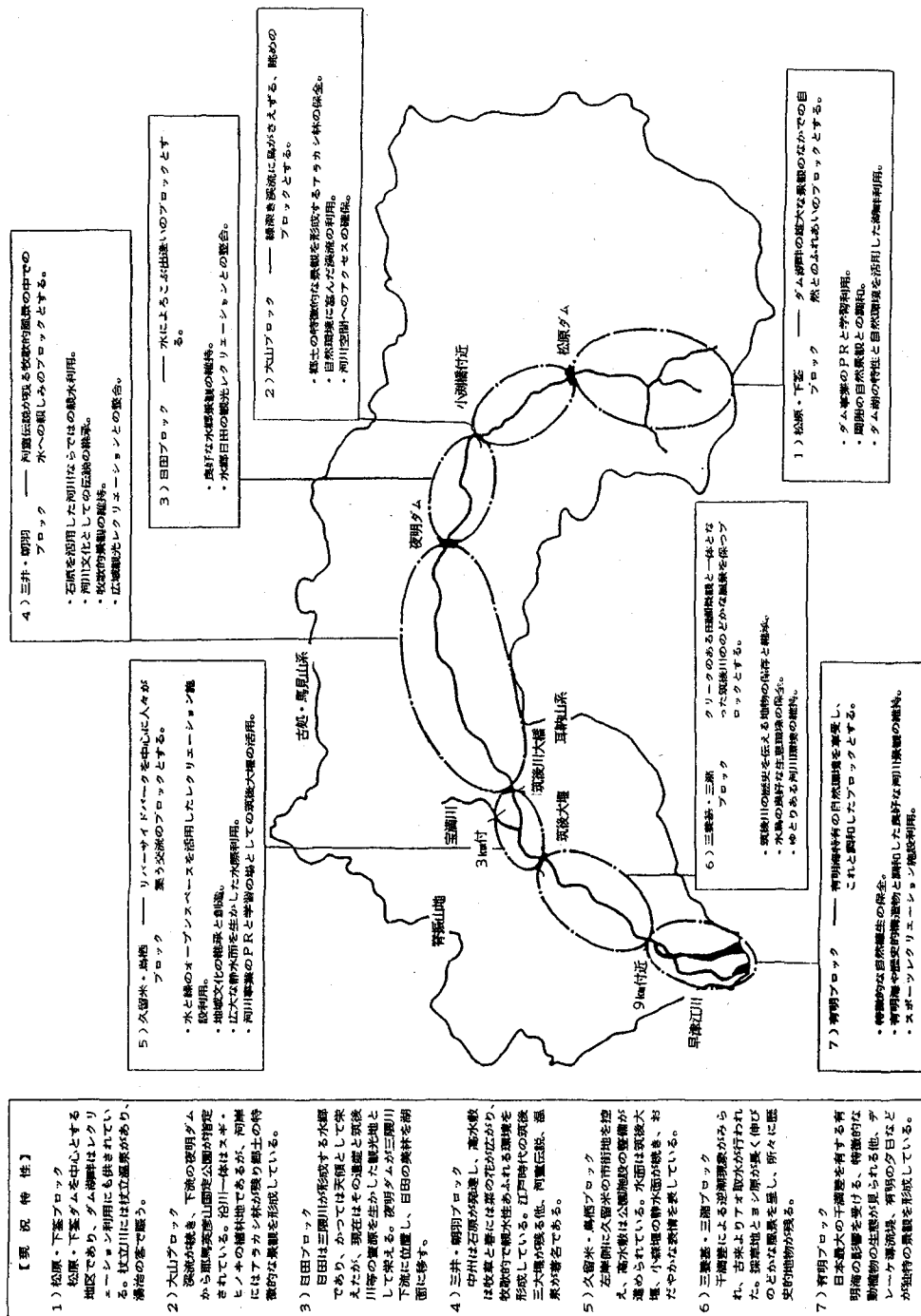


図-2 ブロック計画図

3-(7) 強調空間の設定

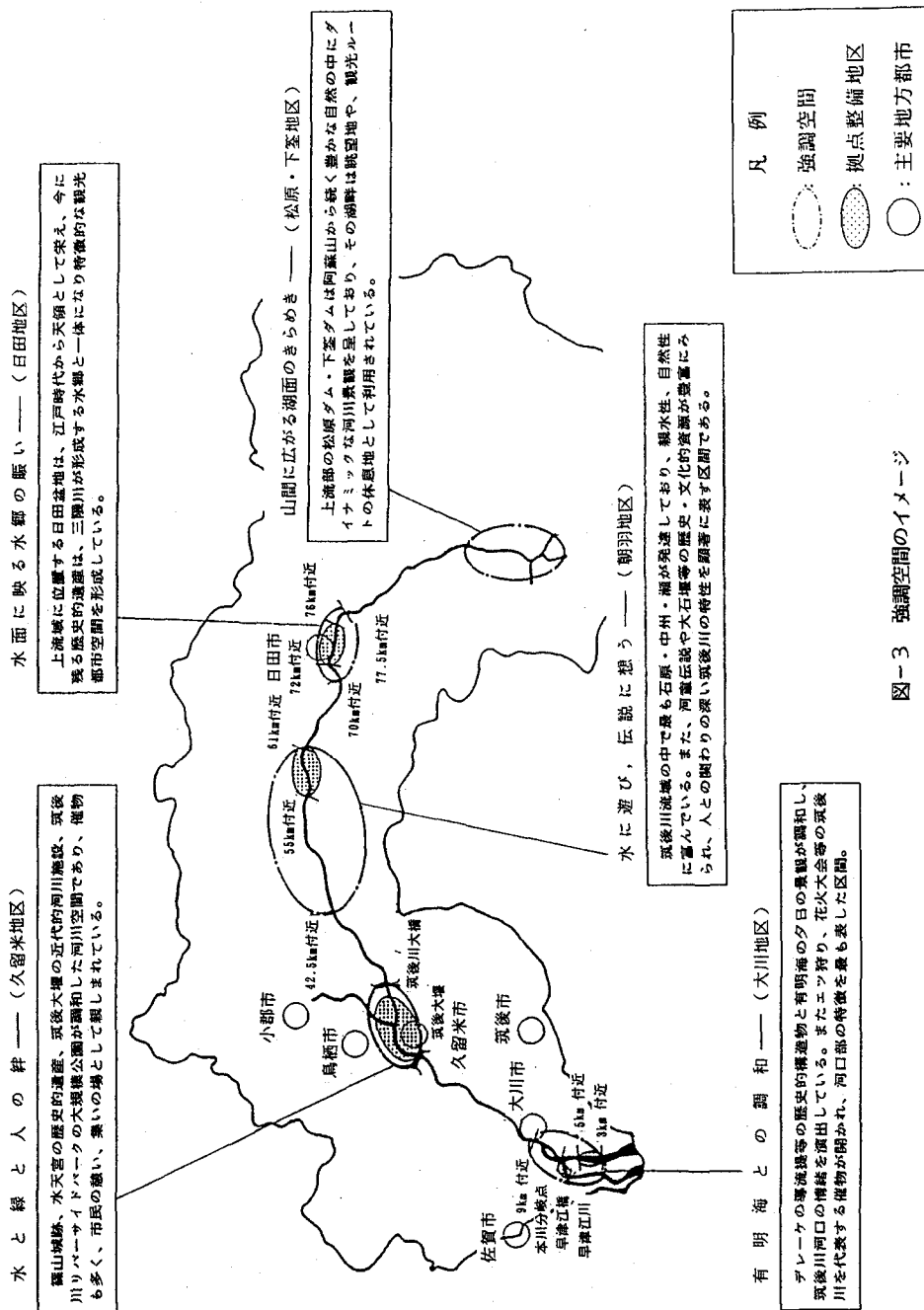


図-3 強調空間のイメージ

3 - (8) 拠点地区の設定

地区名	位置	方針
日田・水郷整備地区	本 川 (三隈川) 72～76km付近	江戸時代の歴史的遺産が数多く残る水郷と温泉の観光都市、日田市河畔の環境整備を進め、水郷景観の向上とアメニティー回復を図るものである。さらに、強調空間の利用拠点として水郷の立地条件を生かした散策道、河岸広場などの整備を行う。また、強調空間の利用拠点として案内機能等の充実を図る。
原鶴・筑後川温泉整備地区	本 川 55～61km付近	河川景観と温泉資源に恵まれ、九州各地から利用がみられる原鶴・筑後川温泉周辺の川岸整備を行い、筑後川の自然資源を活かした広域観光レクリエーション拠点としての整備に努める。さらに、強調空間の利用拠点として案内機能等の充実を図る。
久留米整備地区	本 川 22～31km付近	久留米市を中心とした中流域堤内地の都市公園や近隣の史跡名勝等と河川敷を利用した公園を有機的に結ぶ構想の一環として筑後川の河川環境を整備するものである。整備にあたっては筑後川リバーサイドパーク整備計画（久留米市）等に基づき実施するものとする。さらに、強調空間の利用拠点として案内機能等の充実を図る。
大川整備地区	本 川 3 ～5 km付近	下流域の広域市町村の利用を対象に河川空間の環境整備を大川トリムランドを中心に行うこととする。さらに、強調空間の利用拠点として案内機能等の充実を図る。